
石福プラチナ&純金積立約款
スポット購入利用約款
Webスポット購入申込約款
石福積立オンライン利用約款
Web申込約款

石福プラチナ&純金積立約款

第1条(目的)

石福金属興業株式会社(以下、「当社」といいます)は、第3条に定める会員様との間において、金地金およびプラチナ地金(以下、「貴金属地金」といいます)の一方または両方の買付委託契約(以下、「本契約」といいます)を締結し、会員様の委託により1年間に渡って、当社毎営業日に、当日15時発表の小売価格で貴金属地金を一定額ずつ購入(以下、「積立」といいます)し、会員様の積み立てた貴金属地金(以下、「積立貴金属地金」といいます)を混蔵寄託によって保管するとともに、会員様のご指示によって第9条に定める付帯サービスをご提供(以下、「石福プラチナ&純金積立制度」といいます)します。本約款は、会員様が石福プラチナ&純金積立制度を利用されるにあたり適用されます。

第2条(本契約の申し込みと本人特定事項の確認)

(1)石福プラチナ&純金積立制度への加入を希望されるお客様は、当社に所定の申込書を送付してください。申込書は、毎月末日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)までの到着分をもって締め切ります。なお、申込者は日本国内に在住の個人または法人で、国内の金融機関をご利用の方に限ります。

(2)当社は、お客様が石福プラチナ&純金積立制度を申し込まれるにあたり、運転免許証の提示を受ける方法その他の方法により、お客様の本人特定事項(お名前、ご住所および生年月日。ただし、法人のお客様の場合は名称および本店の所在地)の確認を行うものとします。

第3条(本契約の成立と契約の解除)

(1)前条に定める申込書を受領後、当社からお客様に申込確認書および会員カードを送付します。当社が申込確認書および会員カードを発送した時点をもって本契約が成立したものとします。本契約の成立日をもって、お客様は石福プラチナ&純金積立制度の会員様として当社に登録され、以後、第4条ないし第6条に定める貴金属地金の積立をすることができます。また、会員様は申込確認書および会員カードを受領した日から第9条に定める付帯サービスの提供を受けることができます。

(2)会員様は、当社から前項の申込確認書および会員カードを受領した日から起算して14日以内に書面を発送することにより、本契約の解除を行うことができます。本契約の解除は、その書面が当社に到達した日(以下、「解除日」といいます)以降将来に向かってのみその効力を生じます。なお、本契約の解除があったときに、当社が会員様に本契約の解除に伴う損害賠償または違約金の請求を行うことはありません。

(3)第2項により本契約が解除された場合、会員様が第9条第1項第5号または第6号のサービスを利用され、当社が会員様の貴金属地金をお預かりしているときは、当社は、貴金属地金の全量を解除日の翌営業日の15時発表の買取価格で買い取りさせていただきます。当社は、買取代金を、解除日から原則として3営業日以内に会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は、会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。

(4)当社は、本条に定める場合のほか、本約款に別段定めのある場合を除き、本契約および個々の取り引きその他に関して、クーリングオフ、返品、契約の申し込みの撤回または契約解除に応じることはできません。

第4条(積立期間、契約期間および自動更新)

(1)会員様が本契約に基づき貴金属地金を積立される期間(以下、「積立期間」といいます)は、第2条第1項に定める申込書が当社に到着した日の属する月の翌々月16日から1年間とします。

(2)本契約の契約期間は、第3条第1項に定める本契約の成立日から前項に定める積立期間の満了日までとします。

(3)会員様から積立期間満了日の属する月(以下、「積立期間満了月」といいます)の前月10日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)までに本契約を更新しない旨のお申し出が所定の申込書によりなされない場合は、本契約は同内容で自動的に1年間更新されるものとし、次年度以降も同様とします。

第5条(積立代金等の内容およびお支払方法)

(1)積立代金は、会員様のご希望により月額3,000円から1,000円単位で上積みできます。

(2)積立代金は積立期間中に変更することができます。変更を希望される場合は、所定の申込書によりお申し込みください。この申し込みは、毎月10日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)を締め切り日とし、締め切り日までに変更の申込書が当社に到達した場合には、積立代金のご登録金融機関口座からの自動引き落としを翌月8日(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)から変更します。

(3)会員様には、年会費として毎年1,080円を当社にお支払いいただきます。純金積立とプラチナ積立の両方をお申し込みの場合は、年会費はそれぞれにかかります。なお、会員様が第18条第1項により本契約を中途解約される場合、第19条第1項または第3項により当社が会員様との本契約を解除する場合、その他事由のいかにかわらず、お支払い済みの年会費は返却しません。

(4)第1項の積立代金のほか、会員様には貴金属地金買い付けのための委託手数料(以下「買付手数料」といいます)として毎月216円を当社にお支払いいただきます。純金積立とプラチナ積立の両方をお申し込みの場合は、買付手数料はそれぞれにかかります。

(5)当社は、積立代金および買付手数料を毎月8日(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。会員様は前日までに積立代金および買付手数料を会員様のご登録金融機関口座にご入金ください。自動引き落としは第2条第1項に定める申込書が当社に到着した日の属する月の翌々月から開始します。

(6)第3項に定める年会費は、初回の積立代金および買付手数料と合わせて、自動引き落としさせていただきます。また、第4条に従って本契約が更新された場合も、年会費は、更新月の8日(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に積立代金および買付手数料と合わせて、自動引き落としさせていただきます。

なお、第5項に定める支払日に支払われずに未収となった年会費につきましては、翌月以降の積立代金と合わせて自動引き落としさせていただきます。

(7)当社は、全ての会員様の積立代金の総額の上限および会員様各人の積立代金の上限を別途定めることができるものとします。

第6条(積立方法と積立地金の変更)

(1)当社の定める積立方法は次のとおりとします。

①当社は、第2条第1項に定める申込書が当社に到着した日の属する月の翌々月16日から会員様のお申込金額に応じて、当社毎営業日に一定額ずつ当日15時発表の小売価格で貴金属地金を積み立て、これを契約期間満了まで継続するものとします。なお、毎日の積立金額は、1か月(毎月16日から翌月15日までをいいます)当たりの積立代金を各月の当社営業日数で割った金額とし、端数は各月の積立第1日目の金額に加算します。

②積立代金および買付手数料(年会費、ボーナス月増額、銀地金保管料金のお支払い月はそれらも含む)の合計金額が第5条第5項および第6項、第13条第1項並びに第15条第3項に定める支払日に支払われずに未収となった場合、その月の買い付けは行わないものとします。

(2)会員様が積立期間中に、積み立てる貴金属地金を変更する場合の取り扱いは次のとおりとします。

①金地金とプラチナ地金の両方を積み立てている会員様がそのいずれか一方の積立を解約することを希望される場合は、積立を解約される貴金属地金について、所定の申込書によりお申し込みください。この申し込みは、毎月10日(当該日が当社休業日の場合はその直

前の営業日)を締め切り日とし、締め切り日までに解約の申込書が当社に到達した場合には、積立を解約する貴金属地金の積立代金のご登録金融機関口座からの自動引き落としを翌月8日(当該日が金融機関休業日の場合は、翌営業日)から中止し、翌月15日をもって当該貴金属地金の積立を中止します。

その他、積立を解約する際の積立貴金属地金の取り扱いは第18条に定める中途解約の場合に準ずるものとします。

②金地金とプラチナ地金のいずれか一方を積み立てている会員様がその両方を積み立てることを希望される場合は、新規に積立を開始する貴金属地金について、第2条第1項に定める新規のお申し込みをしてください。

従前から積み立てている貴金属地金の積立については従前からの本契約が、新規に積立を開始する貴金属地金の積立については新規の本契約が、それぞれ適用されます(それぞれにつき年会費、買付手数料がかり、契約期間も異なるものとなります)。ただし、会員様個人別のお預かり口座は同一とします(銀地金の保管料金は、お預かり口座に存する全ての銀地金の合計重量に応じてお支払いいただきます)。この場合、いずれか一方の契約が第19条第1項または第3項により解除された場合、その解除日をもって他方の契約も解除されるものとします。

③金地金とプラチナ地金のいずれか一方を積み立てている会員様が積み立てる貴金属地金の種類を変更することを希望される場合は、本契約を第18条に基づき中途解約し、新規に積立を開始する貴金属地金について、第2条第1項に定める新規のお申し込みをしてください。

第7条(所有権の移転、保管方法)

(1)貴金属地金の所有権は、購入と同時に会員様に移転します。

(2)当社は、会員様が本契約に基づき積み立てた貴金属地金を、会員様個人別のお預かり口座を作成し、本契約の有効期間を限度として、会員様のご指示があるまで所定の保管金庫で混蔵寄託の方法によりお預かりします。

第8条(残高報告)

当社は、第6条に基づき積み立てた貴金属地金の積立内容および残高を、年2回(3月および9月)所定の報告書で会員様に報告します。また、本社地金小売店へのお電話(TEL 0120-313-041)および当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)からのお問い合わせも随時(当社営業日に限ります)受け付けます。お電話の受付時間は10時から16時30分までとします。

第9条(付帯サービス)

(1)会員様は、第3条第1項に定める申込確認書および会員カードを受領した日から、会員としての資格を有する期間中、次のサービスを受け

ることができます。ただし、当社は本項に定める付帯サービスの休止日を別途定めることができるものとします。

- ①積立貴金属地金の引き出し
- ②積立貴金属地金の売却
- ③積立貴金属地金の商品との等価交換
- ④ボーナス月増額購入
- ⑤スポット購入
- ⑥積立以外の当社製貴金属地金のお預かり
- ⑦石福積立オンライン

(2)第1項各号の内容については、それぞれ本約款の各条に従うものとします。

第10条(付帯サービスI. 積立貴金属地金の引き出し)

(1)会員様は所定の申込書で申し込まれることによりいつでも、当該申込書を当社が受領した日の前日までに積み立てた貴金属地金の全部または一部を引き出すことができます。

(2)当社が会員様に返却する貴金属地金の種類は、本約款【別表1】のとおりです。5g未満の金地金、プラチナ地金および300g未満の銀地金は、会員様から売却のご指示があるまで引き続き当社がお預かりします。ただし、本契約が終了する場合は、5g未満の金地金、プラチナ地金および300g未満の銀地金についても売却してお引き取りいただけます。

(3)会員様は、本社地金小売店の店頭で貴金属地金を受け取る方法と、当社が会員様のご登録住所宛に貴金属地金を送付する方法の、いずれかの受取方法を申込時にご選択ください。なお、店頭でのお受け取りの場合、当社の業務の都合上やむを得ず、会員様が来店された当日に貴金属地金をお渡しすることができない場合もありますので、ご了承ください。

(4)当社が会員様に返却する貴金属地金の種類によって加工手数料(以下、「バーチャージ」といいます)がかかります。

- ①金地金およびプラチナ地金につきましては、当社に貴金属地金の種類の組み合わせをお任せいただく場合は、バーチャージはかかりません。会員様が貴金属地金の種類の組み合わせを指定される場合は、本約款【別表1】に定めるバーチャージをご負担いただきます(500g、1kgの各地金についてはバーチャージを無料とします)。銀地金につきましては、貴金属地金の種類の組み合わせの指定の有無に関わらず、本約款【別表1】に定めるバーチャージをお支払いいただけます(30kg地金についてはバーチャージを無料とします)。
- ②バーチャージをご負担いただく場合の支払方法は次のとおりとします。第3項により会員様が本社地金小売店の店頭で受け取る方法を選択した場合、会員様は、貴金属地金の受取時にバーチャージを現金でお支払いください。

第3項により会員様が送付する方法を選択した場合、会員様は、第5項に定める送料の支払方法と同じ方法により、バーチャージをお支払いください。

(5)第3項により会員様が送付する方法を選択した場合、会員様には、本約款【別表2】に定める送料をご負担いただきます。

- ①バーチャージがかからない場合には、当社は送料着払いにより貴金属地金を送付しますので、会員様は貴金属地金の受取時に本約款【別表2】「送料着払い」欄に記載の送料をお支払いください。ただし、30kg銀地金の送料は、本約款【別表2】注記のとおりです。
- ②バーチャージがかかる場合には、当社は代金引換により貴金属地金を送付しますので、会員様は貴金属地金の受取時に本約款【別表2】「代金引換」欄に記載の送料をお支払いください。

(6)第3項により会員様が送付する方法を選択した場合、当社は、当該申込書を受領した日から原則として5営業日以内に会員様のご登録住所宛に貴金属地金を発送します。

(7)第3項により会員様が送付する方法を選択し、当社が会員様のご登録住所宛に貴金属地金を送付したにもかかわらず、会員様のお引き取りがない場合は、当該貴金属地金は当社へ返送されます。この場合、当社で当該貴金属地金を保管し、会員様のお申し出があり次第、再度会員様のご登録住所宛に当該貴金属地金を送付します。会員様にはバーチャージ、初回送付時の送料のほか、そのつどの送料もご負担いただけます。

(8)貴金属地金のお引き取り後に生じた盗難、滅失、毀損などによる損害、その他の危険について、当社は一切の責任を負いません。

(9)当社は、全ての会員様が引き出すことができる貴金属地金の総量の1日当たりの上限および会員様各人が引き出すことができる貴金属地金の1日当たりの上限を別途定めることができるものとします。

第11条(付帯サービスII. 積立貴金属地金の売却)

(1)会員様は所定の申込書で申し込まれることによりいつでも、当該申込書を当社が受領した日の前日までに積み立てた貴金属地金の全部または一部を売却することができます。

(2)売却価格は、本社地金小売店にご来店による申し込みの場合は申込時の当社発表の買取価格、申込書の送付による申し込みの場合は当該申込書を当社が受領した日の15時発表の買取価格となります。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。

(3)売却は、1g以上1g単位とします。ただし、本契約が終了する場合は、1g未満についても売却してお引き取りいただけます。

(4) 会員様は、本社地金小売店の店頭で貴金属地金の売却代金を受け取る方法と、当社が会員様のご登録金融機関口座に貴金属地金の売却代金を振り込む方法の、いずれかの受取方法を申込時にご選択ください。なお、店頭でのお受け取りは、売却代金が100万円未満である場合に限らせていただきます。

(5) 第4項により会員様が振り込む方法を選択した場合、当社は、当該申込書を受理した日から原則として3営業日以内に会員様のご登録金融機関口座に貴金属地金の売却代金を振り込みます。この場合の振込手数料は、会員様のご負担とします。

(6) 第4項により会員様が振り込む方法を選択し、当社が会員様のご登録金融機関口座に貴金属地金の売却代金の振込手続きを行ったにもかかわらず、振り込みができなかった場合、当社で当該貴金属地金の売却代金を保管し、会員様のお申し出があり次第、再度会員様のご登録金融機関口座に当該貴金属地金の売却代金を振り込みます。会員様にはそのつどの振込手数料をご負担いただきます。

(7) 当社は、当社が全ての会員様から買い取ることができる貴金属地金の総量の1日当たりの上限および会員様各人が売却することができる貴金属地金の1日当たりの上限を別途定めることができるものとします。

第12条(付帯サービスⅢ. 積立貴金属地金の商品との等価交換)

(1) 会員様は所定の申込書で申し込まれることによりいつでも、当該申込書を当社が受領した日の前日までに積み立てた貴金属地金の全部または一部を、当社取り扱いの地金型コインまたは宝飾品など、当社指定の商品(以下、「商品」といいます)と等価交換することができます。なお、銀地金は、商品と等価交換することはできません。

(2) 会員様は、本社地金小売店の店頭で商品を受け取る方法と、当社が会員様のご登録住所宛に商品を送付する方法の、いずれかの受取方法を申込時にご選択ください。なお、店頭でのお受け取りの場合、当社は当該申込書を受領した日から原則として5営業日以内に会員様に商品をお渡しすることができるように手配するものとします。

(3) 前項により会員様が送付する方法を選択した場合、会員様には、本約款【別表2】に定める送料をご負担いただきます。当社は送料着払いにより商品を送付しますので、会員様は商品の受取時に本約款【別表2】「送料着払い」欄に記載の送料をお支払いください。

(4) 第2項により会員様が送付する方法を選択した場合、当社は、当該申込書を受理した日から原則として5営業日以内に会員様のご登録住所宛に商品を発送します。

(5) 第2項により会員様が送付する方法を選択し、当社が会員様のご登録住所宛に商品を送付したにもかかわらず、会員様のお引き取りがない場合は、当該商品は当社へ返送されます。この場合、当社で当該商品を保管し、会員様のお申し出があり次第、再度会員様のご登録住所宛に当該商品を送付します。会員様には初回送付時の送料のほか、そのつどの送料もご負担いただきます。

(6) 商品のお引き取り後に生じた盗難、滅失、毀損などによる損害、その他の危険について、当社は一切の責任を負いません。

(7) 当社は、全ての会員様が商品と等価交換することができる貴金属地金の総量の1日当たりの上限および会員様各人が引き出すことができる貴金属地金の1日当たりの上限を別途定めることができるものとします。

第13条(付帯サービスⅣ. ボーナスマ月増額購入)

(1) 会員様は石福プラチナ&純金積立制度への加入時に所定の申込書で申し込まれることにより、毎年1月および8月(以下、「ボーナス月」といいます)の積立代金を1万円以上1,000円単位で増額することができます。当社は、ボーナス月8日(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に増額した積立代金を会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。

(2) ボーナスマ月に増額する積立代金は積立期間中に変更することができません。変更を希望される場合は、所定の申込書によりお申し込みください。この申し込みは、ボーナス月の前月10日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)を締め切り日とし、締め切り日までに変更の申込書が当社に到達した場合には、増額する積立代金のご登録金融機関口座からの自動引き落としをボーナス月8日(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)から変更します。

(3) 第4条の定めに従い本契約が更新される場合は、更新前のボーナス月増額購入についても同内容で更に1年間自動的に更新されるものとし、次年度以降も同様とします。

第14条(付帯サービスⅤ. スポット購入)

(1) スポット購入の利用については、「スポット購入利用約款」に定めるところによるものとします。

(2) 会員様がスポット購入し当社が保管中の貴金属地金(銀地金を含む)の取り扱いは、別段の定めのない限り、積立貴金属地金に準ずるものとします。

第15条(付帯サービスⅥ. 積立以外の当社製貴金属地金のお預かり)

(1) 会員様は、所有されている当社製貴金属地金(銀地金を含む)を本社地金小売店の店頭にご持参いただく方法により、お預け入れすることができます。会員様が送付する方法によるお預け入れはできません。当社は、会員様からお預かりした当社製貴金属地金を、第7条第2項の会員様個人別のお預かり口座で、本契約の有効期間を限度として、会員様のご指示があるまで所定の保管金庫で混蔵寄託の方法によりお預かりします。

(2) 当社は、会員様からお預かりする金地金およびプラチナ地金の上限量を別途定めることができます。

銀地金の上限量は、会員様がスポット購入し当社でお預かりしている銀地金と合わせてお一人様300kgまでとします。

(3) 金地金およびプラチナ地金の保管料金は無料です。

銀地金については、保管重量に応じて本約款【別表3】に定める保管料金をお支払いいただけます。

当社は、銀地金の保管重量(会員様のお預け入れおよびスポット購入により当社が保管する銀地金の合計重量)を年2回の保管料算出日(3月および9月)に照し、保管重量に基づき、次回の保管料算出日までの保管料金(6か月分)を算出し、所定の報告書で会員様に通知します。

この保管料金は毎年4月8日および10月8日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。なお、本項に定める支払日に支払われずに未収となった銀地金保管料金につきましては、翌月以降の積立代金と合わせて自動引き落としさせていただきます。

また、銀地金をお預け入れする際、次の場合に、基本約款【別表3】に定める保管料金(6か月分)を日割り計算した保管料金をお支払いいただけます。

①初めて銀地金をお預け入れする場合の保管料金の支払方法と算出方法
会員様が最初に銀地金をお預け入れする場合(ただし、すでに銀地金のスポット購入をご利用済みである場合を除きます)、お預け入れ時に保管料金をお支払いいただけます。

この保管料金は、お預け入れする銀地金の重量が該当する重量区分の保管料金(6か月分)を、当該お預け入れ日から次回保管料算出日(3月または9月)までの日数に応じて日割り計算した金額とします。

②追加のお預け入れにより重量区分を超えた場合の保管料金の支払方法と算出方法

銀地金の追加のお預け入れにより、重量がそれまでの重量区分を超えた場合には、追加のお預け入れ時に追加の保管料金をお支払いいただけます。

この保管料金は、超過分の保管料金(6か月分)を、当該お預け入れ日から次回保管料算出日(3月または9月)までの日数に応じて日割り計算した金額とします。

③お支払い済みの保管料金は、お支払い後の会員様の銀地金の保管重量の減少その他事由のいかんを問わず、減額または返還をすることはしないものとします。

(4) 本条に基づき当社がお預かりした貴金属地金(銀地金を含む)の取り扱い、別段の定めのない限り、積立貴金属地金に準ずるものとします。

第16条(付帯サービスⅦ. 石福積立オンライン)

石福積立オンラインの利用については、「石福積立オンライン利用約款」に定めるところによるものとします。

第17条(契約期間の満了)

(1) 会員様が当社に対し、第4条の定めに従い本契約を更新しない旨の申し出をした場合は、本契約は更新されず契約期間満了により終了します。

この場合、会員様には積立貴金属地金の全てを、引き出し、売却または商品との等価交換のいずれか、または、その組み合わせにより、お受け取りいただけます。会員様は、積立期間満了月の翌月末日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)までに所定の申込書で申し込まれることにより、受取方法を選択してください。

(2) 前項に基づき、会員様は積立貴金属地金の全部または一部を引き出すことができます。この場合の取り扱いは、第10条に準ずるものとします。

(3) 第1項に基づき、会員様は積立貴金属地金の全部または一部を売却することができます。この場合の取り扱いは、第11条に準ずるものとします。

(4) 第1項に基づき、会員様は積立貴金属地金の全部または一部を商品と等価交換することができます。この場合の取り扱いは、第12条に準ずるものとします。

(5) 第1項後段所定の申込書が積立期間満了月の翌月末日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)までに当社に到着しない場合、当社は、会員様が積立貴金属地金の全てについて売却を選択されたものとみなし、積立期間満了月の翌々月の第1営業日の15時発表の買取価格でお買い取りさせていただきます。買取代金は、積立期間満了月の翌々月の原則として第4営業日までに、会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。

第18条(中途解約)

(1) 会員様はいつでも本契約の中途解約の申し込みをすることができます。会員様が毎月10日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業

日)までに当社に対し所定の申込書によって解約のお申し出をした場合は、当社は積立代金のご登録金融機関口座からの自動引き落としを翌月8日(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)から中止し、翌月15日をもって本契約に基づく貴金属地金の購入を中止し、本契約は終了します。

この場合、会員様には積立貴金属地金の全てを、引き出し、売却または商品との等価交換のいずれか、または、その組み合わせにより、お受け取りいただけます。会員様は、本契約の終了する日の属する月の翌月末日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)までに所定の申込書で申し込まれることにより、受取方法を選択してください。

- (2)前項に基づき、会員様は積立貴金属地金の全部または一部を引き出すことができます。この場合の取り扱いは、第10条に準ずるものとします。
- (3)第1項に基づき、会員様は積立貴金属地金の全部または一部を売却することができます。この場合の取り扱いは、第11条に準ずるものとします。
- (4)第1項に基づき、会員様は積立貴金属地金の全部または一部を商品と等価交換することができます。この場合の取り扱いは、第12条に準ずるものとします。
- (5)第1項後段所定の申込書が積立期間満了月の翌月末日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)までに当社に到着しない場合、当社は、会員様が積立貴金属地金の全てについて売却を選択されたものとみなし、積立期間満了月の翌々月の第1営業日の15時発表の買取価格でお買い取りさせていただきます。買取代金は、積立期間満了月の翌々月の原則として第4営業日までに、会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。

第19条(契約の解除)

- (1)会員様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本契約を解除し、併せて会員様としての登録を抹消することができるものとします。
 - ①申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ②本約款の定める事項のいずれかに違反したとき
 - ③会員様が、暴力団、暴力団関係企業その他の反社会的勢力またはそれらの構成員、準構成員もしくは協力者であることが判明したとき
 - ④会員様が、本契約に係る暴力的・脅迫的行為、当社の信用の不当毀損、業務妨害その他の不当な行為を自らまたは他者を利用して行っていることが判明したとき
 - ⑤会員様のご登録住所宛に郵便物をお送りしたにもかかわらず、郵便物が返送される状態が1年以上継続したとき

- ⑥破産、民事再生その他の法的倒産手続の申立を受けたとき、または自ら申し立てたとき
- ⑦仮差押、仮処分、強制執行、競売申立、担保権の実行もしくは滞納処分またはこれらの申立、処分、通知を受ける可能性のある事由が生じたとき
- ⑧前各号に準ずる契約を継続しがたい事由のあるとき

- (2)当社が前項により本契約を解除する場合、当社は会員様に対しその旨を通知します。ただし、当社が通常連絡方法を用いても通知できない場合は、通常到達すべき日時をもって、上記の通知が到達したものとみなします。
- (3)第4条第2項に定める契約期間(契約の更新があった場合には更新前の期間を通算する全期間中)に、積立代金および買付手数料(年会費、銀地金保管料金のお支払い月はそれらも含む)の合計金額が第5条第5項および第6項並びに第15条第3項に定める支払日に支払われずに未収となったまま、同日から3か月が連続して経過した場合、当月15日をもって、本契約は自動的に解除されるものとします。
本項の積立代金、買付手数料は、会員様が金地金とプラチナ地金の両方を積み立てている場合には、その両方の積立代金の合計、その両方の買付手数料の合計をそれぞれ指すものとします。
なお、いったん契約が解除された後は、その後の会員様からの未収代金のお支払いは一切受け付けできません。
- (4)第1項または第3項により本契約が解約された場合、積立貴金属地金の全量を解除日の翌営業日の15時発表の買取価格でお買い取りさせていただきます。当社は、買取代金を、本契約が解除された日から原則として第3営業日までに会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は、会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。

第20条(届け出事項の変更)

- (1)会員様は、第2条第1項に定める申込書で届け出られたお名前、ご住所、お電話番号、電子メールアドレス、ご登録金融機関口座などについて変更がある場合は、直ちに当社までご連絡いただき、所定の手続きをお取りください。
お名前、ご住所、お電話番号、電子メールアドレスの変更は随時(当社営業日)受け付け、変更の申し出を受理次第、変更します。
ご登録金融機関口座の変更の申し込みは毎月末日(当該日が当社休業日の場合はその直前の営業日)を締め切り日とし、締め切り日までに変更の申し出があった場合にはご登録金融機関口座を翌々月8日(当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日)から変更します。

(2)前項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員様に到着したものとみなします。

(3)第1項の届け出が遅れたことに起因して生じた会員様の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第21条(権利の譲渡禁止)

会員様は、当社の承諾なくして、積立貴金属地金あるいは積立貴金属地金の返却請求権を第三者に譲渡したり、または担保に供したりすることはできません。譲渡または担保に供したために生じたトラブルについては、当社は一切の責任を負いません。

第22条(供託)

(1)第10条、第17条および第18条のいずれかに従って、会員様に積立貴金属地金を送付したにもかかわらず、相当期間を経過しても会員様のお引き取りがない場合、当社は会員様に通知することなく、当該積立貴金属地金を東京法務局に供託することができるものとします。これにより当社の会員様に対する一切の責任は終了するものとします。この場合、当該積立貴金属地金の返却に要した費用は、会員様にご負担していただき、会員様のご登録金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。また、供託金には利息は付さないものとします。

(2)前項の場合、当社は会員様に通知することなく、当社の選択により、積立貴金属地金を供託する方法に代えて、積立貴金属地金の全量を買取り、その買取代金を供託する方法によることができるものとします。この場合の買取価格は、当社が買取代金の供託の方法を選択した日の15時発表の買取価格とし、供託金には利息は付さないものとします。また、これにより、当社の会員様に対する一切の責任は終了するものとします。

(3)第11条、第17条、第18条および第19条のいずれかに従って、会員様が売却した積立貴金属地金の代金が当社が会員様にお支払いの手続きをしたにもかかわらず、相当期間を経過しても会員様のお受け取りがない場合も、第1項の規定を準用できるものとします。

(4)第12条に従って、会員様に積立貴金属地金と等価交換した商品を送付したにもかかわらず、相当期間を経過しても会員様のお引き取りがない場合も、第1項の規定を準用できるものとします。

第23条(本サービス提供の中断および免責)

法律の制定・改廃、官公庁の処分、戦争、暴動および市場環境の急激な変化などの不可抗力による損害について、当社はその責を負わないものとします。また、上記の不可抗力または当社事情などにより石福プラチナ&純金積立制度の継続が困難と当社が判断した場合には、当社は本サービ

スの提供を中止または終了することができるものとし、この場合は次のとおり処理させていただきます。

(1)当社が本サービスを中止または終了したときは、当社は会員様に対しその旨を通知します。ただし、当社が通常連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときに上記の通知が到達したものとみなします。なお、災害・事変などの不可抗力により当社がこの業務を中止または終了せざるを得ないときは、当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載します。

(2)当社が前項の通知を会員様に発送した後、10営業日以内に会員様から当社指定の手続きに従ってお申し出があった場合、当社は本サービスを中止または終了した日までに購入した貴金属地金を第10条に準ずる方法で速やかに会員様に返却し、5g未満の金地金およびプラチナ地金、300g未満の銀地金を第11条に準ずる方法で買い取ります(この場合、1g未満も買い取ります)。当社は、5g未満の金地金およびプラチナ地金、300g未満の銀地金の売却代金および積立の残代金を会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。

(3)当社が第1項の通知を会員様に発送した日から10営業日を経過しても、会員様から何らのお申し出がない場合には、当社は本サービスを中止または終了した日までに積み立てた貴金属地金の全量を11営業日目の日の15時発表の買取価格で買い取り、当該買取代金を会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。

第24条(業務委託の同意)

当社は、預貯金口座自動振替にかかわる業務を第三者に委託することがあります。

第25条(管轄裁判所)

本約款、「スポット購入利用約款」、「Webスポット購入申込約款」および「石福積立オンライン利用約款」に関する事項で、会員様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第26条(約款の変更)

(1)当社は、あらかじめ変更内容および変更日を書面で会員様に通知したうえで、本約款の内容を変更することができ、変更日以降は変更後の約款が適用されるものとします。ただし、当社が通常連絡方法を用いても通知できないときは、通常到達すべきときをもって通知が到達したものとみなします。また、変更の内容については、併せて当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載します。

(2)事務手続きの短縮化、会員様への便宜あるいは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載して、会員様に通告ご連絡することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとしします。

第27条(個人情報の利用と保護)

(1)会員様が本契約の申込時、第5条第2項に基づく積立代金の変更時、第6条第2項に基づく積み立てる貴金属地金の変更時、第9条に定める付帯サービスの申込時、第17条および第18条による本契約の終了時または第20条第1項に基づく届け出時に当社に提供されました個人情報(お名前、ご住所、お電話番号、電子メールアドレス、生年月日、引落し金融機関口座など)、石福積立オンラインのユーザ名およびパスワードならびに会員様の積立貴金属地金についての情報は、次の各号に利用させていただきます。

- ①石福プラチナ&純金積立制度の会員様ご本人であるかどうかの確認のため
- ②郵便物などの送付や積立貴金属地金のお引き渡しのため
- ③当社および当社の委託した第三者が、本契約に基づく業務処理に利用するため
- ④当社が提供する各種サービスの利用に際しての判断のため
- ⑤当社からの商品、サービスなどの情報の提供のため

(2)当社は会員様の個人情報を厳重に注意して取り扱い、その保護に努めます。

(3)会員様は当社に対し、宣伝広告物の送付など営業案内の中止を申し出ることができます。

(4)会員様は当社に対し、会員様ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、会員様の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになったときは、会員様は当社に対し書面をもってその訂正または削除を求めることができます。

以上

| | | | | |
|----|-------|-----|-----|-------|
| 附則 | 1992年 | 10月 | 1日 | 制定・施行 |
| | 2012年 | 1月 | 1日 | 改定 |
| | 2012年 | 4月 | 16日 | 改定 |
| | 2014年 | 4月 | 1日 | 改定 |
| | 2015年 | 4月 | 1日 | 改定 |
| | 2015年 | 11月 | 1日 | 改定 |
| | 2017年 | 1月 | 16日 | 改定 |

【別表1】返却する貴金属地金の種類およびバーチャージ

バーチャージは、地金1個ごとにつきかかります。(税込)

| 重量 | 金 | プラチナ | 銀 |
|-------|--------|--------|----------|
| 5g | 2,160円 | 2,160円 | |
| 10g | | | |
| 20g | | | |
| 50g | 3,240円 | 3,240円 | |
| 100g | 5,400円 | 5,400円 | |
| 200g | | | |
| 300g | | | 3,240円 |
| 500g | 無料 | 無料 | 4,320円 |
| 1kg | | | 8,640円 |
| 10kg | | | 2万1,600円 |
| 30kg※ | | | 無料 |

※30kg銀地金の実際の重量は30kgを前後し、1個ごとに重量が異なります。

【別表2】貴金属地金および等価交換商品の送料

(税込)

| 送付先 | | 送料 | | |
|-----|--------------------------|-------------------------------|------------------------|---------------|
| | | 送料着払い (バーチャージが かからない場合) | 代金引換 (バーチャージがかかる場合) | |
| | | | 引換代金 5万円未満 | 引換代金 5万円以上 |
| 都内 | 東京 | 1,060円 | 1,450円 | 1,660円 |
| 北海道 | 北海道 | 1,440円 | 1,830円 | 2,040円 |
| 東北 | 青森/岩手/秋田/山形 宮城/福島 | 1,110円 | 1,500円 | 1,710円 |
| 関東 | 茨城/栃木/群馬/埼玉 千葉/神奈川/山梨 | | | |
| 信越 | 新潟/長野 | | | |
| 北陸 | 富山/石川/福井 | 1,210円 | 1,600円 | 1,810円 |
| 東海 | 静岡/愛知/三重/岐阜 | | | |
| 近畿 | 滋賀/京都/大阪/兵庫 奈良/和歌山 | | | |
| 中国 | 鳥取/岡山/島根/広島 山口 | 1,340円 | 1,730円 | 1,940円 |
| 四国 | 香川/徳島/愛媛/高知 | 1,540円 | 1,930円 | 2,140円 |
| 九州 | 福岡/佐賀/大分/熊本 長崎/宮崎/鹿児島 | | | |
| 沖縄 | 沖縄 | 1,660円 | 2,050円 | 2,260円 |

※バーチャージがかからない場合には送料着払いにより、バーチャージがかかる場合には代金引換により送付します。

※貴金属地金の合計重量が30kg以上になる場合(ただし、30kg銀地金を除きます)には、箱が複数に分かれます。その場合、送料も複数分かかります。

※30kg銀地金の場合には、送料は別料金(3,456円~3万4,344円の範囲)となり、送料着払いにより送付します。

※「代金引換(バーチャージがかかる場合)」の「引換代金」は、バーチャージと送料の合計額となります。

例:送付先が「都内(東京)」の場合

バーチャージが4万8,550円未満の場合、送料は1,450円となります。

バーチャージが4万8,550円以上の場合、送料は1,660円となります。

【別表3】銀地金の保管料金

(税込)

| 重量区分 | 保管料金 (6か月分) |
|----------------|-------------|
| 30kg以下 | 864円 |
| 30kg超～60kg以下 | 1,728円 |
| 60kg超～90kg以下 | 2,592円 |
| 90kg超～120kg以下 | 3,456円 |
| 120kg超～150kg以下 | 4,320円 |
| 150kg超～180kg以下 | 5,184円 |
| 180kg超～210kg以下 | 6,048円 |
| 210kg超～240kg以下 | 6,912円 |
| 240kg超～270kg以下 | 7,776円 |
| 270kg超～300kg以下 | 8,640円 |

スポット購入利用約款

第1条(目的)

石福プラチナ&純金積立制度に加入された会員様は、購入申込時点の小売価格で金地金、プラチナ地金および銀地金(以下、「銀を含む貴金属地金」といいます)を購入(以下、「スポット購入」といいます)し、当該銀を含む貴金属地金を会員様のお預かり口座に預け入れることができます。本約款は、会員様が石福プラチナ&純金積立約款(以下、「基本約款」といいます)第14条に基づきスポット購入を利用されるにあたり適用されます。

第2条(購入単位)

スポット購入は、金額指定または数量指定でお申し込みください。スポット購入の購入単位は、次のとおりとします。

(1)金地金およびプラチナ地金は1万円以上1万円単位または5g以上1g単位

(2)銀地金は1万円以上1万円単位または1kg以上1kg単位

第3条(買付手数料)

スポット購入には買付手数料はかかりません。

第4条(当社の総販売量の上限)

当社が全ての会員様に対してスポット購入により販売することができる1日当たりの総販売量の上限は、金地金について10kgまで、プラチナ地金について10kgまで、銀地金について300kgまでとします。

全ての会員様は、当社の1日当たりの総販売量の上限に達した時点以降、当該日にはスポット購入をご利用いただけません。

第5条(会員様の購入量の上限)

(1)会員様各人がスポット購入することができる銀地金の上限は、スポット購入により当社がお預かりする銀地金と、基本約款第15条に基づき当社がお預かりする積立以外の当社製銀地金とを合計して300kgまでとします。

(2)当社は、会員様各人がスポット購入することができる銀を含む貴金属地金の1日当たりの購入上限を別途定めることができるものとします。

第6条(保管方法)

スポット購入された銀を含む貴金属地金は、会員様個人別のお預かり口座へ組み入れて保管します。保管方法は基本約款に従います。

第7条(スポット購入の申込方法)

(1)スポット購入の利用を希望される会員様は、次の方法によりお申し込みください。

- ①来店 ②電話 ③当社Webサイト

- (2)前項各号の内容については、それぞれ本約款の各条に従うものとします。
- (3)売買契約成立後においては、会員様からのスポット購入の申し込みの撤回、売買契約の解除、または返品等は一切お受けできないものとします。

第8条(申込方法Ⅰ. 来店)

来店の方法によるスポット購入の申し込みは、次のとおりとします。

- (1)申込方法:本社地金小売店に備え付けの申込書に必要な事項をご記入のうえ、お申し込みください。
- (2)受付時間:当社営業日の10時から17時まで
- (3)適用価格:購入申込時点の小売価格
- (4)代金の支払時期および方法:
購入申込時に、購入代金を現金でお支払いください。

(5)お預かり口座への組み入れ:

当社は、購入代金の受領後、直ちに、会員様が購入した銀を含む貴金属地金を会員様のお預かり口座へ組み入れ、購入内容を記載した御計算書をお渡しします。

(6)本人特定事項の確認:

会員様がご来店の方法によりスポット購入を申し込みの際、その取り引きが現金200万円を超える場合または当社が必要と認めた場合には、運転免許証の提示を受ける方法その他の方法により、会員様の本人特定事項(お名前、ご住所および生年月日)、ご職業および取引の目的(ただし、法人の会員様の場合は名称、本店の所在地、事業内容および実質的支配者)の確認を行うものとします。

第9条(申込方法Ⅱ. 電話)

電話の方法によるスポット購入のお申し込みは、次のとおりとします。

- (1)申込方法:本社地金小売店(TEL 0120-313-041)に電話でお申し込みください。
- (2)受付時間:当社営業日の10時から16時30分まで
- (3)適用価格:購入申込時点の小売価格
- (4)売買契約の成立:
当社が会員様から電話による申し込みを受け付けた時点で、会員様が当社翌営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座へ購入代金を振入金することを条件として売買契約が成立したものとします。

(5)代金の支払時期および方法:

当社が申し込みを受け付けた後、当社翌営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座へ購入代金を電信扱いでお振り込みください。
なお、振込手数料は会員様のご負担とします。
(銀行口座)みずほ銀行 上野支店 当座預金0002388
石福金属興業株式会社

(6)お預かり口座への組み入れ:

当社は、会員様からの購入代金の振り込みを確認した後、直ちに、会員様が購入した銀を含む貴金属地金を会員様のお預かり口座へ組み入れ、振り込みを確認した日から原則として翌々営業日以内に、購入内容を記載した御計算書を発送します。

第10条(申込方法Ⅲ. Webサイト)

当社Webサイトからのスポット購入のお申し込みについては、「Webスポット購入申込約款」に定めるところによるものとします。

第11条(保管料金)

金地金およびプラチナ地金の保管料金は無料です。

銀地金については、保管重量(会員様のお預け入れおよびスポット購入により当社が保管する銀地金の合計重量)に応じて基本約款第15条第3項に定める年2回の保管料金をお支払いいただくほか、銀地金をスポット購入する際、次の場合に、基本約款【別表3】に定める保管料金(6か月分)を日割り計算した保管料金をお支払いいただけます。

(1)初めて銀地金をスポット購入する場合の保管料金の支払方法と算出方法
会員様が最初に銀地金のスポット購入をする場合(ただし、すでに基本約款第15条に定める銀地金のお預かりサービスをご利用済みである場合を除きます)、スポット購入時に保管料金をお支払いいただけます。この保管料金は、スポット購入する銀地金の重量が該当する重量区分の保管料金(6か月分)を、当該スポット購入の日から次回保管料算出日(3月または9月)までの日数に応じて日割り計算した金額とします。

(2)スポット購入により重量区分を越えた場合の保管料金の支払方法と算出方法
銀地金のスポット購入により、重量がそれまでの重量区分を超えた場合には、スポット購入時に追加の保管料金をお支払いいただけます。この保管料金は、超過分の保管料金(6か月分)を、当該スポット購入の日から次回保管料算出日(3月または9月)までの日数に応じて日割り計算した金額とします。

(3)お支払い済みの保管料金は、お支払い後の会員様の銀地金の保管重量の減少その他事由のいかんを問わず、減額または返還をすることはないものとします。

Webスポット購入申込約款

第12条(受取方法)

会員様は、スポット購入された銀を含む貴金属地金を基本約款第10条、第11条および第12条の方法で受け取ることができます。

第13条(本サービスの停止または中止)

- (1) 為替相場の大きな変動があった場合、銀を含む貴金属地金の海外相場の大きな変動があった場合、日本市場に買い手または売り手が殺到した場合などのやむを得ない事情があると当社が判断した場合は、当社は本約款に基づくお取り引きを一時停止または中止することができますものとしします。
- (2) 当社は、本サービスの一時停止または中止によって生じた会員様の損害については、その責任を一切負わないものとしします。

第14条(スポット購入ご利用の制限)

当社は、会員様が本約款または基本約款に違反した事実がある場合、スポット購入のご利用をお断りすることがあります。

第15条(約款の変更)

- (1) 当社は、あらかじめ変更内容および変更日を書面で会員様に通知したうえで、本約款の内容を変更することができ、変更日以降は変更後の約款が適用されるものとしします。ただし、当社が通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到着すべきときをもって通知が到着したものとみなします。また、変更の内容については、併せて当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載します。
- (2) 事務手続きの短縮化、会員様への便宜あるいは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載して、会員様にご連絡することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとしします。

第16条(準用規定)

本約款に定めるもののほかは、全て基本約款および「Webスポット購入申込約款」に従うものとしします。

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 附則 | 1992年 | 10月1日 | 制定・施行 |
| | 2012年 | 1月1日 | 改定 |
| | 2014年 | 4月1日 | 改定 |
| | 2015年 | 4月1日 | 改定 |

以上

第1条(目的)

石福プラチナ&純金積立制度に加入された会員様は、当社Webサイト上からスポット購入をすることができるサービス(以下、「本サービス」といいます)の提供を受けることができます。

本約款は、会員様がスポット購入利用約款第10条に基づき、当社Webサイト上からスポット購入を利用されるにあたり適用されます。

第2条(申込方法)

当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)から「スポット購入お申込フォーム」を送信してお申し込みください。

第3条(受付時間)

本サービスの受付時間は、当社営業日の10時から16時30分までとします。

第4条(適用価格)

第5条に定める売買契約の購入代金に適用する価格は、会員様が「スポット購入お申込フォーム」を送信した時点の小売価格とします。

第5条(売買契約の成立)

会員様から送信された「スポット購入お申込フォーム」を当社が受信した後、当社から送信する「スポット購入お申込受領メール」を会員様が受信した時点で、会員様が当社営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座に購入代金を振入金すること(本約款第8条ご参照)を条件として売買契約が成立したものとします。

第6条(申し込みの撤回および売買契約の解除)

売買契約成立後においては、会員様が本サービスを利用して申し込まれた銀を含む貴金属地金の購入の申し込みの撤回、売買契約の解除、または返品などは一切お受けできないものとしします。

第7条(売買契約の不成立)

次の場合には、売買契約は成立しません。

- (1) 理由のいかんにかかわらず、当社が会員様からの「スポット購入お申込フォーム」を受信することができなかった場合
- (2) 当社が受信した「スポット購入お申込フォーム」の所定項目に不備がある場合、その他当社が売買契約を成立させることが不適当であると判断し、「スポット購入お申込受領メール」を発信しなかった場合

第8条(代金の支払時期および方法)

当社は、会員様からの申込内容を確認のうえ、当日中に「スポット購入お申込受領メール」を会員様に送信します。会員様は、この「スポット購入お申込受領メール」に記載されている購入代金を、申込日の当社翌営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座へ電信扱いでお振り込みください。なお、振込手数料は会員様のご負担とします。

(銀行口座)みずほ銀行 上野支店 当座預金0002388

石福金属興業株式会社

第9条(お預かり口座への組み入れ)

当社は、会員様からの購入代金の振り込みを確認した後、直ちに、会員様が購入した銀を含む貴金属地金を会員様のお預かり口座へ組み入れ、振り込みを確認した日から原則として翌々営業日以内に、購入内容を記載した御計算書を発送します。

第10条(本サービスの利用に必要な機器類と環境設定)

会員様は、ご本人の責任と負担において、インターネットを通じて本サービスを利用するために必要な機器類やソフトウェアなどを準備し、環境を設定してください。

第11条(本サービスの停止または中止)

(1)当社は、次のいずれかの事由により、会員様に予告なく本サービスを一時停止または中止する場合があります。

- ①本サービスを提供するために必要な装置の保守点検、または設備の更新を緊急に行う場合
- ②本サービスを提供するために必要な装置の故障、障害、異常などが発生した場合
- ③本サービスを提供する地域において停電が起きた場合
- ④天災、火災、事変などの非常事態が発生した場合または発生するおそれがある場合

(2)当社は、本サービスの一時停止または中止によって生じた会員様の損害については、その責任を一切負わないものとします。

第12条(本サービスの変更または中止等)

(1)当社は、やむを得ない事由がある場合、会員様に通知することなく本サービスの内容を変更し、あるいは本サービスを中止または終了することができるものとします。

(2)当社は、前項の本サービス内容の変更、中止または終了により会員様に生じた損害については、その責任を一切負わないものとします。

第13条(約款の変更)

(1)当社は、あらかじめ変更内容および変更日を書面で会員様に通知したうえで、本約款の内容を変更することができ、変更日以降は変更後の約款が適用されるものとします。ただし、当社が通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到着すべきときをもって通知が到着したものとみなします。また、変更の内容については、併せて当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載します。

(2)事務手続きの短縮化、会員様への便宜あるいは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載して、会員様にご連絡することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとします。

第14条(準用約款)

本約款に定めるもののほかは、全て「石福プラチナ&純金積立約款」および「スポット購入利用約款」に従うものとします。

以上

附則 2002年 1月1日 制定・施行
2012年 1月1日 改定

石福積立オンライン利用約款

第1条(目的)

石福プラチナ&純金積立制度に加入された会員様が、当社Webサイトにログインした上で第2条に定めるサービスの提供を受けることができる「石福積立オンライン」(以下、「本サービス」といいます)を利用される場合、石福積立オンライン利用約款(以下、「本約款」といいます)が適用されます。ご利用にあたっては本約款をご承諾のうえ、ご利用ください。

第2条(サービスの内容)

会員様は、次のサービスの提供を受けることができます。

- ①積立代金およびボーナス月増額積立代金の変更
- ②貴金属地金の積立内容、および銀を含む貴金属地金の残高の照会
- ③積立貴金属地金の売却の申し込み
- ④スポット購入の申し込み
- ⑤解約の申し込み
- ⑥届け出事項の変更(お電話番号・電子メールアドレス)
- ⑦各種申込書の請求
- ⑧その他各種申し込み

第3条(利用時間)

本サービスは、原則として24時間利用することができます。ただし、積立貴金属地金の売却およびスポット購入の申し込みの受付時間は、当社が当社営業日に初回の貴金属価格を発表してから16時30分までとします。

第4条(本人確認)

当社は、会員様が入力されたユーザ名およびパスワードと、あらかじめ当社に登録されたユーザ名およびパスワードの一致を確認することにより、本人確認を行います。

第5条(秘密情報の管理)

- (1)会員様は、第4条における本人確認に必要なユーザ名およびパスワードを他人に教えたり、紛失、盗難または第三者による不正使用その他の事故に遭わないよう、会員様自身の責任で厳重に管理してください。
- (2)当社は、第4条に定める方法により本人確認を行ったうえで受け付けた申し込み、請求など(以下、「申込等」といいます)については、会員様にいかなる理由があろうとも有効なものとして取り扱います。
- (3)万が一、ユーザ名およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、会員様は直ちに当社にその旨を連絡してください。当社は、ご連絡いただいたユーザ名およびパス

ワードによる本サービスの利用の停止など、当社が必要と判断する措置を講じます。

第6条(適用価格)

- (1)積立貴金属地金の売却に適用する価格は、会員様が送信された申込等の内容を当社が正常に受信した時間(以下、「受付確定時間」といいます)の買取価格とします。
- (2)スポット購入に適用する価格は、受付確定時間の小売価格とします。

第7条(取引等の成立)

会員様から送信された申込等の内容を当社が受信した後、当社から承諾を通知する電子メール(以下、「承諾メール」といいます)を会員様に送信した時点で、取り引き、請求など(以下、取引等といいます)が成立します。なお、銀地金のスポット購入を申し込まれた場合は、受付確認のための電子メールを送信した後、別途、銀地金の保管料金を計算した上で承諾メールを送信します。

第8条(申込等の撤回および取引等の解除)

取引等が成立した後においては、会員様が本サービスを利用してなされた申込等の撤回、取引等の解除、または返品などは一切お受けできないものとします。

第9条(取引等の不成立)

当社は、次の場合には取引等を不成立とし、または取引等が成立した後においても、取引等を解除することができるものとします。

- (1)理由のいかんにかかわらず、当社が会員様からの申込等を受信することができなかった場合
- (2)当社が受信した会員様からの申込等の所定項目に不備があった場合
- (3)「石福プラチナ&純金積立約款」(以下、基本約款といいます)第11条第7項に定める積立貴金属地金の当社の総買取量の上限および会員様の売却量の上限、「スポット購入利用約款」第4条に定める当社の総販売量の上限、または「スポット購入利用約款」第5条に定める会員様の購入量の上限を超える申込等があった場合
- (4)その他当社が取引等を成立させることが不相当であると判断した場合

第10条(届け出事項の変更)

会員様は、当社に届け出られたお名前、ご住所、お電話番号、電子メールアドレス、ご登録金融機関口座などについて変更がある場合は、直ちに当社までご連絡いただき、所定の手続きをお取りください。当社は、変更の申し出を受理次第、基本約款第20条に基づき変更します。

第11条 (本サービスの利用に必要な機器類と環境設定)

会員様は、ご本人の責任と負担において、インターネットを通じて本サービスを利用するために必要な機器類やソフトウェアなどを準備し、環境を設定してください。

第12条 (本サービス利用資格の喪失)

会員様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該会員様に予告なく、当該会員様の本サービスの利用資格を喪失させることができるものとします。

- ①本サービス利用の申込時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
- ②本約款の定める事項のいずれかに違反したとき
- ③基本約款または「スポット購入利用約款」の定める事項のいずれかに違反したとき
- ④石福プラチナ&純金積立が解約され、または会員様もしくは当社から契約を解除したとき
- ⑤当社の電気通信設備に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれのある行為を行なったと当社が認定したとき
- ⑥その他当社が不適当と判断する行為を行ったとき
- ⑦やむを得ない事情により、当社が本サービスの中止を申し出たとき

第13条 (本サービスの停止または中止)

当社は、次のいずれかの事由により、会員様に予告なく本サービスを一時停止または中止する場合があります。

- ①本サービスを提供するために必要な装置の保守点検、または設備の更新を緊急に行う場合
- ②本サービスを提供するために必要な装置の故障、障害、異常などが発生した場合
- ③本サービスを提供する地域において停電が起きた場合
- ④天災、火災、事変などの非常事態が発生した場合、または発生するおそれがある場合

第14条 (本サービスの変更または中止等)

当社は、やむを得ない事由がある場合、会員様に通知することなく本サービスの内容を変更し、あるいは本サービスを中止または終了することができるものとします。

第15条 (免責事項)

当社は、次のいずれかの事由により生じた会員様の損害については、その責任を一切負わないものとします。

- ①当社が、第4条に定める本人確認を行ったうえで会員様ご本人からの依頼として受け付けをしたことにより生じた損害
- ②ユーザ名およびパスワードの紛失、盗難、第三者による不正使用、電話回線その他の通信経路における盗聴、その他事故のために、会員様のユーザ名、パスワード、取引履歴その他の情報が漏洩したことにより生じた損害

③会員様が当社に届け出られた電子メールアドレスその他の情報に変更があったにもかかわらず、変更の手続きを取らなかったことにより生じた損害

④通信機器およびコンピューターなどの障害ならびに回線の障害、電話の不通を原因とする情報伝達の遅延、不能、誤作動などにより生じた損害

⑤コンピューターウイルスその他のマルウェアや第三者による妨害、侵入、なりすましまたは情報改変などにより生じた損害

⑥本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略または中断により生じた損害などにつき、当社の故意または重大な過失に起因するものでないもの

⑦天災、火災、事変などの非常事態や裁判所などの公的機関の措置その他の不可抗力と認められる事由により生じた損害

⑧第13条または第14条による本サービスの変更、一時停止、中止または終了により生じた損害

⑨その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第16条 (約款の変更)

(1)当社は、あらかじめ変更内容および変更日を書面で会員様に通知したうえで、本約款の内容を変更することができ、変更日以降は変更後の約款が適用されるものとします。ただし、当社が通常の連絡方法を用いても通知できないときは、通常到着すべきときをもって通知が到着したものとみなします。また、変更の内容については、併せて当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載します。

(2)事務手続きの短縮化、会員様への便宜あるいは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載して、会員様にご連絡することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとします。

第17条 (準用約款)

本約款に定めるもののほかは、全て基本約款および「スポット購入利用約款」に従うものとします。

以上

附則 2017年 1月16日 制定・施行

Web申込約款

お客様が、当社Webサイト上から金地金、プラチナ地金および銀地金(以下、貴金属地金といいます)を購入することができるサービス(以下、「本サービス」といいます)の提供を受ける場合、Web申込約款(以下、「本約款」といいます)が適用されます。ご利用にあたっては本約款をご承諾のうえ、ご利用ください。

第1条(申込方法)

- (1)お客様は、購入を希望される貴金属地金の種類と購入個数を選択し、当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)から「購入お申込フォーム」を送信してお申し込みください。
- (2)申込者は日本国内に在住の個人または法人で、国内の金融機関をご利用の方に限ります。
- (3)お客様が申し込みをするときの申込名義人、購入代金を振り込むときの振込名義人および貴金属地金を受け取る受取名義人は、同一である必要があります。同一でない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

第2条(受付時間)

本サービスの受付時間は、当社営業日の10時から16時30分までとします。

第3条(代金、バーチャージおよび送料)

- (1)第6条に定める売買契約の購入代金に適用する価格は、お客様が「購入お申込フォーム」を送信した時点の小売価格とします。
- (2)お客様には、本約款【別表1】に定める貴金属地金の加工手数料(以下、「バーチャージ」といいます。「購入お申込フォーム」に自動表示されます)および本約款【別表2】に定める送料をお支払いいただきます。
- (3)当社は「購入お申込受領メール」に、第1項に定める購入代金、第2項に定めるバーチャージおよび送料の金額を記載します。

第4条(当社の総販売量の上限)

当社は、全てのお客様に対して本サービスにより販売することができる貴金属地金の1日当たりの総販売量の上限を別途定めることができるものとします。

全てのお客様は、当社の1日当たりの総販売量の上限に達した時点で降、当該日には本サービスをご利用いただけません。

第5条(お客様の購入量の上限)

当社は、お客様各人が購入することができる貴金属地金の1日当たりの購入上限を別途定めることができるものとします。

第6条(売買契約の成立)

お客様から送信された「購入お申込フォーム」を当社が受信した時点で、お客様が当社翌営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座に購入代金を振込入金すること(本約款第9条ご参照)を条件として売買契約が成立したものとします。

第7条(売買契約の解除)

売買契約成立後においては、お客様が本サービスを利用して申し込まれた貴金属地金の売買契約の解除、返品などは一切お受けできないものとします。

第8条(売買契約の不成立)

次の場合には、売買契約は成立しません。

- (1)理由のいかんにかかわらず、当社がお客様からの「購入お申込フォーム」を受信することができなかった場合
- (2)当社が受信した「購入お申込フォーム」の所定項目に不備がある場合、その他当社が売買契約を成立させることが不相当であると判断した場合

第9条(代金の支払時期および方法)

- (1)購入お申込み完了後、「購入お申込受領メール」をお客様に自動送信します。お客様は、この「購入お申込受領メール」に記載されている購入代金、バーチャージおよび送料を、申込日の当社翌営業日の12時(正午)までに当社指定の銀行口座へ電信扱いでお振り込みください。なお、振込手数料はお客様のご負担とします。
(銀行口座)みずほ銀行 上野支店 当座預金0002388
石福金属興業株式会社
- (2)当社は、お客様からの購入代金の振り込みを確認した後、振り込みを確認した日から原則として翌々営業日以内に、お客様の購入された貴金属地金の送付時期について、所定の電子メールでお客様にご報告します。

第10条(商品の引き渡し、所有権の移転等)

- (1)当社は、第9条に基づくお客様からの購入代金の振り込みを確認した後、振り込みを確認した日から原則として5営業日以内に、お客様が「購入お申込フォーム」に記載したご住所宛に貴金属地金を発送します。ただし、在庫状況やお申込数量などにより、ご入金確認後、20営業日以内の発送となる場合があります。

(2) 貴金属地金の所有権は、当社がお客様に貴金属地金を発送した時点でお客様に移転します。

(3) 第1項により当社がお客様のご住所宛に貴金属地金を送付したにもかかわらず、お客様のお引き取りがない場合は、当該貴金属地金は当社へ返送されます。この場合、当社で当該貴金属地金を保管し、お客様のお申し出があり次第、再度お客様のご住所宛に当該貴金属地金を送付します。お客様にはそのつどの送料をご負担いただきます。

(4) 貴金属地金のお引き取り後に生じた盗難、滅失、毀損などによる損害、その他の危険について、当社は一切の責任を負いません。

第11条(契約の解除)

お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本契約を解除することができるものとします。

(1) 申込時に虚偽の申告をしたとき

(2) 本約款の定める事項のいずれかに違反したとき

(3) お客様が、暴力団、暴力団関係企業その他の反社会的勢力またはそれらの構成員、準構成員もしくは協力者であることが判明したとき

(4) お客様が、本契約に係る暴力的・脅迫的行為、当社の信用の不当毀損、業務妨害その他の不当な行為を自らまたは他者を利用して行っていることが判明したとき

(5) 前各号に準ずる契約を継続しがたい事由のあるとき

第12条(供託)

(1) 第10条に従ってお客様に貴金属地金を送付したにもかかわらず、相当期間を経過してもお客様のお引き取りがない場合、当社はお客様に通知することなく、当該貴金属地金を東京法務局に供託することができます。これにより当社のお客様に対する一切の責任は終了するものとします。また、供託金には利息は付さないものとします。

(2) 前項の場合、当社はお客様に通知することなく、当社の選択により、貴金属地金を供託する方法に代えて、貴金属地金の全量を買取り、その買取代金を供託する方法によることができます。この場合の買取価格は、当社が買取代金の供託の方法を選択した日の15時発表の買取価格とし、供託金には利息は付さないものとします。また、これにより、当社のお客様に対する一切の責任は終了するものとします。

第13条(本サービスの利用に必要な機器類と環境設定)

お客様は、ご本人の責任と負担において、インターネットを通じて本サービスを利用するために必要な機器類やソフトウェアなどを準備し、環境を設定してください。

第14条(本サービスの停止または中止)

(1) 当社は、次のいずれかの事由により、お客様に予告なく本サービスを一時停止または中止する場合があります。

① 本サービスを提供するために必要な装置の保守点検、または設備の更新を緊急に行う場合

② 本サービスを提供するために必要な装置の故障、障害、異常などが発生した場合

③ 本サービスを提供する地域において停電が起きた場合

④ 天災、火災、事変などの非常事態が発生した場合または発生するおそれがある場合

(2) 当社は、本サービスの一時停止または中止によって生じたお客様の損害については、その責任を一切負わないものとします。

第15条(本サービスの変更または中止等)

(1) 当社は、やむを得ない事由がある場合、お客様に通知することなく本サービスの内容を変更し、あるいは本サービスを中止または終了することができるものとします。

(2) 当社は、前項の本サービス内容の変更、中止または終了によりお客様に生じた損害については、その責任を一切負わないものとします。

第16条(管轄裁判所)

本約款に関する事項で、お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第17条(約款の変更)

当社は、お客様に事前に通知することなく任意に本約款の内容を変更することができ、変更日以降は変更後の約款が適用されるものとします。変更の内容については当社Webサイト(<http://www.ishifuku.co.jp/market/>)に掲載します。

第18条(個人情報の利用と保護)

(1) お客様が本契約の申込時に当社に提供されました個人情報(お名前、ご住所、お電話番号、メールアドレスなど)およびお客様の購入貴金属地金についての情報は、次の各号に利用させていただきます。

① 貴金属地金のお引き渡しのため

② 当社が提供する各種サービスのご利用に際しての判断のため

③ 当社からの商品、サービスなどの情報提供のため

(2)当社はお客様の個人情報を厳重に注意して取り扱い、その保護に努めます。

(3)お客様は当社に対し、宣伝広告物の送付など営業案内の中止を申し出ることができます。

(4)お客様は当社に対し、お客様ご自身の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、お客様の個人情報の内容が不正確または誤りであることが明らかになったときは、お客様は当社に対し書面をもってその訂正または削除を求めることができます。

以上

附則 2011年 6月 1日 制定・施行
 2012年 1月 1日 改定
 2012年 4月16日 改定
 2014年 4月 1日 改定
 2015年 11月 1日 改定

【別表1】バーチャージ

バーチャージは、地金1個ごとにつきかかります。(税込)

| 重量 | 金 | プラチナ | 銀 |
|------|--------|--------|----------|
| 2.5g | 1,080円 | | |
| 5g | 2,160円 | 2,160円 | |
| 10g | | | |
| 20g | | | |
| 50g | 3,240円 | 3,240円 | |
| 100g | 5,400円 | 5,400円 | |
| 200g | | | |
| 300g | | | |
| 500g | 無料 | 無料 | 4,320円 |
| 1kg | | | 8,640円 |
| 10kg | | | 2万1,600円 |

【別表2】送料

(税込)

| 送付先 | | 送料 |
|-----|-----------------------|--------|
| 都内 | 東京 | 1,160円 |
| 北海道 | 北海道 | 1,540円 |
| 東北 | 青森/岩手/秋田/山形/宮城/福島 | 1,210円 |
| 関東 | 茨城/栃木/群馬/埼玉/千葉/神奈川/山梨 | |
| 信越 | 新潟/長野 | |
| 北陸 | 富山/石川/福井 | |
| 東海 | 静岡/愛知/三重/岐阜 | |
| 近畿 | 滋賀/京都/大阪/兵庫/奈良/和歌山 | 1,310円 |
| 中国 | 鳥取/岡山/島根/広島/山口 | 1,440円 |
| 四国 | 香川/徳島/愛媛/高知 | |
| 九州 | 福岡/佐賀/大分/熊本/長崎/宮崎/鹿児島 | 1,640円 |
| 沖縄 | 沖縄 | 1,760円 |

※本人限定受取郵便により送付します。

※貴金属地金の合計重量が30kg以上になる場合には、箱が複数に分かれます。その場合、送料も複数分かかります。